

## 大会テーマ研究会／第3分科会

11月20日(木) 13:00~15:00

## 公文書館専門職員の養成をめぐる現状と課題

独立行政法人国立公文書館 梅原 康嗣

## 1 国立公文書館における専門職員の研修・養成

国立公文書館における専門職員の研修或いは養成について期間、時期、対象者等は以下のとおりである。アーキビストの養成と文書を出す側、記録管理者向けの2つがある。

## 2 国立公文書館「公文書館専門職員養成課程」

今回の報告は主に、公文書館専門職員養成課程に焦点を絞りたい。公文書館法施行後、5日間の研修会を持ち、さらに拡大していく中で、専門職員養成課程が成立した。その間、二つの研究会と、カリキュラムの編成が行われた。最初の研究会、「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」が、平成元年から約4年半かけて行われた。ここで出された提言は、養成機関については、国立公文書館を主体とする養成機関を作りたいという願い、それから、対象者については、地方公共団体が設置する公文書館等の職員、研修期間は大学院修

士課程相当で、基本的には2年。更に資格認定も総理府で一元的に行いたいというような形のものであった。その後、2つ目の研究会、「公文書館における専門職員の養成課程の整備等に関する研究会」が行われた。その間に社会状況も変わってきており、大学院等におけるいくつかのアーキビスト養成が始まってきたこと等で、実質的に全て国立公文書館が担うというような考え方ではなくなっていると考えられる。養成対象は、当初新規採用者を検討したが、まず現在在職するものが対象になった。期間は、現職であることを加味した上で8週とした。その後カリキュラムの確定がなされて平成10年から開始となった。内容は大きく5つの柱があり、概論・公文書館論、資料論、資料管理論、情報サービス論、修了論文である。

平成10年実際行う段になって、地方からの要望もあり、8週が4週に短縮、資格認定については、現在国立公文書館長名での修了証を出すという点に変わってきたこと、更に、カリキュラムの半減がなされ、その形で現在も行われて

いる。

受講対象者については、国及び地方公共団体が設置する公文書館等に勤務し…とあり、現状は、国、地方公共団体、市町村を含む。参加者は、国の機関から、行政機関では、情報公開法の関連の法律

名称	公文書移管事務説明	公文書保存管理講習会	公文書館等職員研修会	公文書館専門職員養成課程	公文書館実務担当者研究会
期間	1時間～	3日間	5日間	4週間	3日間
時期	6月中下旬	7月上旬	9月上旬	10・11月	1月下旬
対象	行政機関の各部局の文書担当職員	国の機関等において勤務する文書主管課等職員	国・地方公共団体公文書館職員、未設置の文書主管課職員(初任者研修)	国・地方公共団体公文書館職員、2年以上業務に携わっている人・準ずる人(教育的研修)	国・地方公共団体の公文書館に勤務、専門的な業務に携わっている人(テーマ研究会)
定員		30名程度	30名程度	20名程度	20名程度

で歴史資料等の特別の管理がされるというふう  
に指定されている機関。その内で、宮内庁書陵  
部、防衛研究所図書館、外交史料館、そして、  
本年、国立大学（東京大学史史料室、金沢大学  
資料館）がある。立法機関として、衆参、国立  
国会図書館を考えているが、実質的には国会図  
書館のみ、司法機関からは、別の研修への参加  
はあるが、現在はない。加えて、国立公文書館。  
その他、今年日本銀行金融研究所（アーカイブ）  
からも受講申し出があり、館長が特別に認め、  
お受けしている。

地方の方は、都道府県・政令指定都市そして  
市区町村にわたり、現在28都道府県の内19、政  
令指定都市では3、市区町村では公文書館未設  
置を含め5である。公文書館の設置の有無には  
こだわらない。館としては、全ての都道府県知  
事宛に推薦依頼をしている。

公文書館未設置及び範囲の拡大については検  
討しなければならないが、独立行政法人として  
の国立公文書館業務方法書の枠で定められてい  
る。第7条に、歴史公文書等の保存利用に関す  
る研修があり、館または国の機関の担当者に対  
して研修を行うとなっている。方法書第10条に、  
内閣総理大臣の委託を受けて業務ができるとい  
うところの中に、地方公共団体の職員を参加さ  
せることができるという項があり、これによっ  
て地方の公共団体からも参加できる。現状とし  
てそこまでである。その他の大学院生とかは、  
現状の方法書の中では定められていない。

内容については、毎年意見を組み入れ、多少  
カリキュラムの編成に改良を重ねてきている。  
5つの柱については変えていないが、外部の方  
からの意見もふまえ、年々改良を加えており、  
現状120時間にわたる4週間の研修を行っている。  
その外、自宅等での修了論文の執筆があり、  
120時間にプラスされる部分はかなり多い。

現在5年を経過し、地方の公文書館、地方等

では60人、国の関係で14人、計74名。今年は12  
名が参加している。地方からの参加者のうち、  
既に現場から去られている方もあり、三分の二  
がまだ現職でやっている状況にある。

受講者の反応としては、勿論カリキュラム上  
不足の点はあるが、概ね好評である。しかし派  
遣ができない館が現状としてかなりある。予算  
の問題や、4週間不在による業務への支障、す  
でに参加者がいる、もともと参加できないとこ  
ろもある。

地方公文書館の職員状況は、専門職員という  
職制が確立していないということから、学芸員  
や司書、教員或いは一般の行政職から構成され  
ている混成チームによる運営、一定程度年数で  
の人事異動、難しい館独自の選考採用、非常勤  
職員や或いは嘱託の職員に負う体制が指摘でき  
る。

### 3 「専門職員養成課程」への批判

公文書館の専門職員の養成課程に対する様々  
の批判等もある。すでにこれらについて取りま  
とめたものとして、『日本歴史学協会年報16』  
に、太田富康氏が報告している。太田氏が受講  
者側、講師側としての立場で触れているが、多  
様な文書館像を整理することが必要ではないか  
という点を強調しておきたい。三つの文書館像  
が提案されている。どこの所を狙っていくのか、  
今もってアーカイブズ像があいまいになってい  
るのではないか。

全史料協からの批判があった。専門職問題委  
員会等からの提案、或いは会報、それから大会  
等でのアピール等が行われている。

歴史学会等からの意見もある。たとえば、日  
本歴史学協会では、毎年シンポジウムが行われ  
ている。

日本学術会議の提言として、最近いくつかの  
報告がなされている。学術基盤情報常置委員会

の報告で、平成14年3月12日「行政改革と各種施設等独立行政法人化の中での学術資料・標本の管理・保存専門職員の確保と養成制度の確立について」がある。今年の6月24日、第2弾の提言「学術資料の管理・保存・活用体制の確立および専門職員の確保とその養成制度の整備について」が出ている。この中では、「公文書館法附則二項の暫定措置（専門職員についての特例）を廃止し、公文書館法立法の趣旨に則り公文書館に専門職員を配置する」という提言もある。

#### 4 内閣府における「研究会」での議論

内閣府における「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会」においても、専門職問題についていくつか議論があった。まず第1回目、官房長官から「どのような公文書館としてのイメージを持つのか」という質問があった。座長の高山先生から、人の養成、養成のシステムが機能していないということについての発言があった。その後、第3回の研究会で、専門職関係が取り上げられて議論が行われた。その中で「今時そもそも4週間で専門家だといえるような、そんな専門家はあまりにも世の中では通用しない。」という厳しい発言もあった。附則二項「当分の間置かないことができる」について「地方の創意工夫を搞むという理由で、必置規制は現在大変評判がよくない。」こういう意見も中にはあり、「地方の公文書館を作ろうという動きに水をさすのではないか」という発言もあった。

これらを踏まえて、中間とりまとめが行われたが、制度を支える人材の養成として、二つの面から取りまとめている。ひとつは、公文書館の専門職員、自らの養成と、実際に文書を作成している各府省の、文書管理人材をどう養成していくか、という部分の二点である。二点目は、

国立公文書館の場合は、基本的には各省が文書を判断して残すものを申し出るという仕組みになっており、それに対して、総理大臣に対しての意見を申し上げるということはあるが、本質的に選ぶのは、主体としては各府省であると、という点からきている。

まず、専門職員の養成であるが、主な項目としては、現行のアーキビスト養成の質的な向上、体系的なスキルアップ、従って、カリキュラムの見直しや、教材開発、段階的、継続的な資質向上への研修体制の強化、さらには、現行の受講対象生を更に門戸が開放できないかどうかの検討を今後行うとしている。具体的な実施方法の多様化、現行4週間でもなかなか来られないということに対する遠隔教育の検討も含まれている。

それを具体的に、短期的課題と長期的な二つの面からみると、研修の位置付けの見直しと体系的な検討。現在3つの研修と養成課程が行われているが、これ自体をもう一度体系的に全部見直す時期に来てないかということである。これは、段階的な位置付けを作る、或いは、体系的なものにするということになるが、これらの検討が必要である。

実際に行われているカリキュラムを、もう少し時代の要請に合うものに変えていく必要がある。電子文書の移管・保存・公開の問題、或いはデジタルアーカイブ、現用文書からの記録管理全般の部分に関わる部分等々にも、もう少しカリキュラムを充実させる必要がある。実施方法の多様化として、先進国のアーキビストを招くなど、今まさに必要となっていることを、共に地方の公文書館と問題を共有してやっていくようなことも考えたい。

次に、中長期的な視点であるが、これについては、現在十分な検討がなされていない。いくつか考えられていた内容として、研修の高度化

や体系化として、高等教育研究機関との連携の検討、更に、先端的な、或いは体系的なカリキュラムの検討、地方のニーズに合わせた研修の開発がある。制度面として、付則の廃止の是非、それからアーキビストの配置というような問題がそこに入っている。

このように大きく二つに分けたのは、実際、今まさにやらなければならないことを進めているように、中間取りまとめは、即、実行に移す、という視点で、少なくとも今年度、或いは来年度中にある程度の見通しが立てられるように検討をする、そのための予算要求をするということで、現状としては二段階の仕組みになっている。

次に、各府省における文書管理人材の養成にもう少しウェイトをかけなければいけないという意見がある。ここで、記録管理全般に関する部分を、国立公文書館としては、さらに詰めていかなければならない。国立公文書館の研修は、文書主管課の担当者だけで、各省にも専門官、或いは館長自らも出向いて次官と折衝するなど、いろいろな移管に関わる啓発活動はしているが、これ自体をもう少し拡大し、内容面での拡充を図るわけで、文書を出す側の省庁の担当者のところ、様々な活動を、アプローチしていこうと考えている。

## 5 アーキビスト像のゆらぎ

アーキビスト像はどうかという点を、太田報告にもう一度戻って考えてみたい。

アーキビストとは何か。私共現場にいる人たちが、特に自分の周りにいる人、或いは文書を出す人、或いは財政当局、その方々にどのように理解してもらうのか、そこが非常に重要になってきているのではないかと感じる。なぜ、今、アーキビストが必要なのか。来年ではいけないのか。こういうことをいろいろと話をし

ていかないと、仲間うちにも理解は得られない。さらには、その先に国民もいる。そこで、求めていく像、公文書館（文書館）像をもう少し整理をしていく必要がある。

内閣府の研究会の海外視察で、韓国の政府記録保存所を訪問した。記録保存所の担当者は、「No Archives No Democracy」と語った。韓国の政府記録保存所は、日本より2年早く活動を始めているが、20世紀の後半、この4、5年前から大きく変化を遂げてきているといわれている。背景に「公共機関の記録物管理に関する法律」ができ、2000年から施行になった。この法律で、記録物管理には専門要員が必要で、その配置を義務付ける、そのための資格は何か、が示されている。この記録物は、当然アーカイブズでもあり、実は、現用文書でもある。従って、昨今、諸外国のいくつかの例を聞く中で、現用段階を終えたものだけを公文書館が扱っていればいいのかどうか、という点、実際手を広げるのはむずかしいが、視野に入れて行動していかないといけないのではないかと。

韓国では、資料館が設置される。ここでは、記録物の収集・保存・活用を行い、専門機関へその文書の移管をする、そういう役割と、情報公開の仕事を行う。従って、この資料館は日本でいうと、各省庁等の文書課と呼ばれるものに、近い。ここに、記録管理官的な専門職員を置く。そのための養成機関として、韓国国内の12の大学院がある。記録の全般にわたる部分をカバーしなければならないということが、韓国の例をとっても言えるのではないかと。

従って、今後、制度面の中の検討、それと地道な養成の二つ、この二つが相まって、やはり日本でもアーキビスト養成が高まっていくのではないかと、という点を指摘しておきたい。

これまでのアーキビスト像に関して考えていく場合、後世に残す資料の評価選別をしたり、

その資料を適切に保存したり、一般国民へその情報を提供していくという、そういう部分は当然あり、従来の「歴史資料の保護者」というような立場のアーカイブズ像に加えて、現在求められている専門的な役割を付加し、更にもうひとつバージョンアップした、アーキビスト像が望まれているのではないか。それは、「国民の記憶を守り、権利を保障するアーカイブズのスペシャリスト」と言えないか。そのための具体的ないくつかの施策や対策方法が問われており、今すぐ、取り組まなければならない。

「公文書は日本の基盤となる歴史的な知的な財産であり、公文書を体系的に残すことは、現代及び未来の国民の責任である」と、官房長官

も発言された。したがって、そのためにアーキビストは、評価・選別・公開・保存の責任者でもあり、公文書研究の中核的な存在でもある。

現代はIT社会の急速な変化もあり、電子政府への転換期でもあり、記録管理にリンクした新しい公文書館の取り組みというものが求められている。利用者が求めるような資料を提供できるシステム、或いは魅力的な情報提供、資料を保存していく媒体等を含めた保存方法の研究、が必要になっている。従って、「歴史資料の貯蔵人」であるだけでなく、「国民の記憶の番人や、権利の保障者」という立場から、アーキビストの使命というものはより重くなっている。